

平成25年4月25日

福島県商工会連合会
会長 轆田 倉治 殿

東京電力株式会社
代表執行役副社長
福島復興本社代表
石崎芳行



ご回 答

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故（以下「本件事故」といいます。）により、福島県民のみなさまをはじめ、広く社会のみなさまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、被害を受けられた方々への損害賠償につきまして、国のご支援をいただきながら、原子力損害賠償支援機構法を含めた原子力損害賠償制度のもとで、公正かつ迅速な賠償を実施するよう努めておりますが、被害を受けられた方々に一日でも早く生活の再建、営業活動の再開をしていただけるよう、先般、変更のご認定をいただいた特別事業計画に記載のとおり、これまで以上に、迅速・公正に、かつ、個別のご事情を踏まえた賠償を徹底してまいります。

さて、平成25年3月8日に賜りました「財物賠償等に関する要求書」につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

（1）建物・償却資産の賠償基準の見直しについて

償却資産等財物賠償の基準は、避難指示期間に応じた財物価値の減少額のみの時価相当額の賠償と示されたが、被害者が生活や事業を完全に再建するために十分な賠償額ではない。

については、当該財物の取得価格を基準とした再取得価格を算定し、事業再建可能な金額の賠償を求める。

(ご回答)

償却資産等の賠償につきましては、平成24年7月24日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」にて考え方を公表させていただいておりますが、本公表以降、さらに関係自治体等のご意見を踏まえ、同年12月26日に「個人事業主さまおよび中小法人さまに対する償却資産および棚卸資産の賠償の実施について」を発表させていただき、請求書の発送および受付を開始させていただいております。

避難指示区域に所有されており持ち出しがされていない償却資産に係る賠償につきましては、帰還困難区域については本件事故発生時点の帳簿価額を踏まえた時価相当額を賠償させていただきます。居住制限区域および避難指示解除準備区域については本件事故発生時点の帳簿価額を踏まえた時価相当額から避難解除までの期間に応じた経年による価値の減少額、または避難等に伴う管理不能により失われた価値を原状回復するための費用相当額を賠償させていただきます。

賠償額の基礎となる時価相当額につきましては、中間指針および中間指針第二次追補、平成24年7月20日に発表された政府の方針を踏まえて、償却係数（耐用年数満了時の残存価額を取得価額の20%まで引き上げる等）を簿価に乗じることで、償却後の利用価値にも配慮した水準とさせていただいておりますが、国による中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等もご活用いただくことにより、多くの方にとって事業用資産の再取得費用を補足できると考えております。

また、償却資産に加えて、宅地・建物・家財等の財物賠償を開始し、営業損害においても、包括請求方式による賠償金の一括のお支払いや事業再開に要する追加的費用を考慮させていただくことなどにより、被害を受けられた方々に一日でも早く営業活動の再開をしていただくことができるよう、真摯に対応してまいります。

(2) 棚卸資産の賠償基準の見直しについて

棚卸資産の財物賠償は、長期に渡り放置され現実に事故当時の棚卸が不可能であるにも関わらず、管理不能等により生じた財物価値（時価相当額）の減少額と示され、極めて不適切な賠償基準である。

棚卸資産については、全ての商品等の価値は喪失している実態を踏まえ、旧警戒区域・旧計画的避難準備区域を含め、商品・製品等仕入れ価格及び仕入れ等に要した費用の全てに対し賠償するよう基準の見直しを求める。

(ご回答)

棚卸資産につきましては、管理不能により財物価値が100%減少したと考えられる商品・製品等の帳簿価額を時価相当額として賠償させていただきます。

帰還困難区域については、持ち出せずに引き続き同区域内に存在している商品・製品等、本件事故による避難等にともなう管理不能により販売または使用が困難になった商品・製品等を賠償させていただきます。

居住制限区域、避難指示解除準備区域については、本件事故による避難等にともなう管理不能により販売または使用が困難になり、廃棄せざるを得なくなつた商品・製品等を賠償させていただきます。

また、ご請求内容の確認にあたつては商品・製品の個別性も十分にふまえて対応させていただきたいと考えております。

(3) 請求手続きの簡略化等について

原発事故時点で避難を余儀なくされ、棚卸資産の賠償における在庫等を書類上把握することができない現状にある。については、賠償請求に関わる添付書類の簡略化を図り、決算書等により確認し添付書類の提出なく請求に対応すること。

また、全ての財物賠償請求においては、請求書の作成において極めて複雑な方法となっており、小規模事業者等にとっては多大な労力を強いる手続きが求められている。

については、被災事業者の立場に立って、親身・親切に対処し、実効性のある適正な対応に努めること。

(ご回答)

本件事故により避難を余儀なくされたことにより、棚卸資産の賠償に関する証憑類をご提出いただくことが困難な場合等には、ノート等へ単価および数量をおわかりになる範囲でご記入いただくことにより、ご請求内容を確認させていただくなど、個別にご事情をお伺いした上で適切に対応させていただきたいと考えております。

なお、財物賠償に係る請求書類につきましては、ご請求者さまの様々なご事情、ご意見を取り入れつつ、ご所有される多種多様な資産の時価相当額を公正に算定する必要があることから、避難費用等の書式と比較して複雑なものとなっている部分がございますが、ご請求のお手続きにおきましては、ご記入いただく部分を最小限にさせていただいており、また各相談窓口にて弊

社員が親身・親切な対応を心掛け、賠償内容のご説明、記入のお手伝いをさせていただきます。

(4) 財物賠償請求に関する弾力的対応について

財物賠償の請求において、実際にも、立ち入りが自由にできない区域においては損害の状況を正確に把握することができない現状にある中、帳簿等に記載のない資産や資料等の提出ができる場合において、一様に定額賠償となることが一方的に示され極めて不当である。

については、被害者の視点に立ち、被害の実態を踏まえ弾力的に対応するよう算定方法の見直しを求める。

(ご回答)

個人事業主さまにおける帳簿に記載のない資産につきましては、領収書等に記載の取得価額をもとに事故時点の時価相当額を算定し、賠償させていただいておりますが、立入制限等により、領収書等の確認書類（証憑）の取得が困難な場合につきましては、第三者機関に再発行していただく販売証明書を証憑として追加させていただくことで、ご対応させていただいております。

なお、農業者さまを中心に、確認書類（証憑）をご用意いただくことが困難であるとのご意見を多数承っていることをふまえ、上記の書類以外の確認書類（証憑）のお取り扱いを追加させていただくこととし、現在詳細について検討しております。

また、取得価額が少額であるため資産計上せず費用計上を行った償却資産は、少額資産としてお取扱いさせていただいておりますが、少額資産を大量に保有され、定型的な算定では適切に評価できない場合には、事業者さまの個別性を考慮して、個別にご対応させていただいております。

今後も、ご請求者さまのご意見・ご要望を踏まえ、親身・親切に対応してまいりたいと考えております。

(5) 原発事故以前の経営状況を取り戻すため、特別の努力により確保した収益については原発事故直後から減額（売上額に含めない）することなく完全な賠償をすること。

(ご回答)

営業損害は、本件事故と相当因果関係のある損害として減収分を賠償させていただくことが原則となります。中間指針等を踏まえ、避難を余儀なくされている状況が継続している中で、生活再建や基盤の確立に向けたご請求

者さまのご努力を反映させていただくため、再開後の事業によって得られた利益については、一定の期間又は一定の額の範囲を「特別の努力」として、控除せずに逸失利益をお支払いさせていただくこととしております。

営業損害における「特別の努力」の賠償額への反映につきましては、中間指針第二次追補が策定された平成24年3月から包括請求の算定対象期間末までの間に再開後の事業から得られた利益を控除しないこととさせていただいております。

また、本件事故直後におけるご請求者さまのご努力を反映させていただくため、本件事故発生後の早期期間において「特別の努力」の適用を希望される事業者さまにつきましては、包括請求の算定対象期間のうち最後の6ヶ月間の替わりに、平成23年3月から同年8月までの期間に「特別の努力」を適用するお取扱いをご選択いただけます。

なお、対象期間後についても、帰還されて営業を再開される場合には、その際に必要な追加的費用に加え、本件事故による風評被害等による損害が発生した場合は、適切に賠償させていただきます。

(6) 原子力災害被災中小企業等に対する委託工事請負契約を拡大するとともに工事及び物品調達等については地元企業へ優先的に発注すること。

(ご回答)

弊社の調達につきましては、総合特別事業計画の方針・計画に沿って、取引の公平性・透明性の確保、競争発注の拡大等が必要な状況にありますが、同時に、避難されていらっしゃるみなさまの一日も早いご帰宅の実現、地域の経済活動の活性化等、「地元復興」に向けた取り組みは、依然として重要な課題であると認識しております。

そこで、福島第一・第二原子力発電所に関わる発注については、「地元復興」に向けて、みなさまの安定雇用の確保、雇用拡大、事業継続に少しでも寄与させていただくために、地元で調達可能な物品の購入、地元企業との請負契約の締結等を通じ、これまで以上にみなさまからの調達に努めてまいります。

また、発電所の復旧作業に従事する協力企業に対しても、地元で調達可能な物品の購入や地元で対応可能な工事の実施にあたっては、引き続き地元企業から調達を行うよう、機会あるごとに依頼してまいります。

以上